

## 建築工事や土木工事などの開発事業にかかわる

### 埋蔵文化財の取扱いについて

開発を予定している事業者のみなさんへ

座間市教育委員会教育部生涯学習課

#### 1 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」で、通常は「遺構」（過去人類が残した不動産）や、「遺物」（過去人類が残した動産）と呼ばれ、国民共有の貴重な財産です。

また、埋蔵文化財が地下に所在する土地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）とされ、座間市内では72遺跡が確認されています（令和3年4月1日現在）。

埋蔵文化財を適切に保護するには、文化財保護法に規定される手続きが必要になります。

#### 2 埋蔵文化財の取扱い手続き

##### (1) 事前相談

座間市内で開発を予定している際は、事前に担当へ、窓口及び電話にてご相談可能です。市で埋蔵文化財の試掘・確認調査を実施する場合がありますので、早めにご相談ください。

※ **試掘・確認調査** … 市が実施する、埋蔵文化財の状況を確認する目的の調査です。

##### (2) 手続きについて

「**手続き等のフロー図**」をご参考に、適切に手続きをしてください。

なお、手続きの期限や手続きで決定した取扱いに対しては、厳守するようお願いいたします。

##### (3) 取扱いの決定について

神奈川県教育委員会より、以下のいずれかの取扱いが決定され、通知されます。

#### ア 慎重工事

周知の埋蔵文化財包蔵地であることを十分に認識して、慎重に工事を実施してください。

#### イ 工事立会

開発工事によって実際に埋蔵文化財へ与えた影響の有無・程度を確認するために、座間市教育委員会の担当者が工事に立ち会います。立ち会い日時等は担当者と調整してください。

#### ウ 発掘調査

開発工事によって埋蔵文化財に影響がある（破壊・破壊されるに等しい状況）とされる場合には、発掘調査による記録保存の措置が必要となります。市の担当と協議を行い、調整をしてください。

#### 【 担当 連絡先 】

座間市教育委員会教育部生涯学習課市史文化財担当

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046(252)8431（土日祝日・年末年始を除く、8:30~17:00）

FAX 046(252)4311

★文化財保護法に基づく適切な遺跡保護にご理解とご協力をお願いいたします★

# 手続き等のフロー図

担当：座間市教育委員会教育部  
生涯学習課市史文化財担当

